

## (参考資料 1)

### インサイダー取引とは

上場会社等の会社関係者（含、会社関係者でなくなった後 1 年以内のもの）が、当該上場会社等の業務等に関する重要事実を、その職務等に関し知った上で、その重要事実の公表前に、当該上場会社の株券等を売買すること。  
会社関係者から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者についても同様。

金融商品取引法第 166 条（会社関係者の禁止行為）

\* 金融商品取引法第 167 条（公開買付者等関係者の禁止行為）も同様の構造。

## ( 参考資料 2 )

### 会社関係者とは

当該上場会社等の役員、代理人、使用人その他の従業者（ 役員等 ） + その職務に関し知ったとき （ 金融商品取引法第 166 条第 1 項第 1 号 ）

当該上場会社の会社法第 433 条第 1 項の権利（ 帳簿閲覧権 ）を有する株主等 + 当該権利の行使に関し知ったとき （ 同項第 2 号 ）

当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者 + 当該権限の行使に関し知ったとき （ 同項第 3 号 ）

当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（ その者が法人であるときはその役員等、法人以外の者であるときはその代理人・使用人を含む ） + 当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知ったとき （ 同項第 4 号 ）

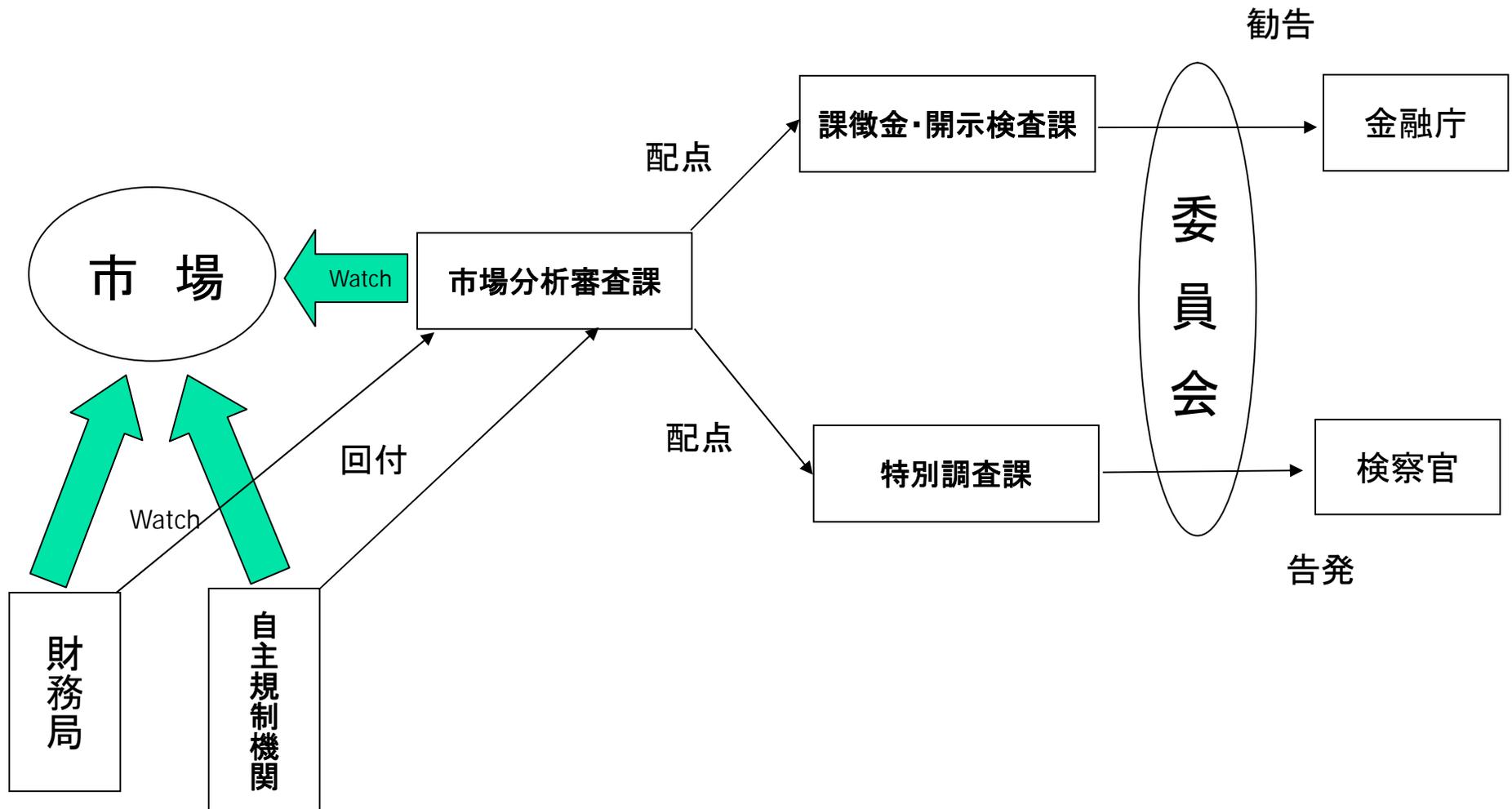
又は に掲げる者であって法人であるものの役員等 + その者の職務に関し知ったとき（ 同項第 5 号 ）

### 重要事実とは

- ▶ 具体的には金融商品取引法第 166 条第 2 項各号に列挙
- ▶ バスケットクローズ：当該上場会社等（ の子会社 ）の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの（ 同項第 4 号、第 8 号（ 子会社 ））

(参考資料3)

○市場監視の業務フロー



( 参考資料 4 )

インサイダー取引の処理状況

	17 事務年度	18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度	21 事務年度
審査件数	6 9 3	8 8 4	9 5 1	8 8 9	4 2 5
課徴金納付 勧告件数	9	9	2 1	2 0	3 0
告発件数	5	9	2	7	6
勧告・告発 件数合計	1 4	1 8	2 3	2 7	3 6

(注)21 事務年度の審査件数については 22 年 3 月末までの数字、勧告・告発件数については 5 月 11 日までの数字

## ( 参考資料 5 )

### インサイダー取引の最近の傾向

- ▶ 事案の増加
  - ・ ネット取引の普及：非対面性
  - ・ M & A の増加 ( ⇐ 経済環境 )
  
- ▶ 事案の特徴
  - ・ 契約締結者によるインサイダー取引
  - ・ 非公表の重要事実を業として取扱う職業人によるインサイダー取引
    - \* 銀行、FA(インバースメントバンク)、監査法人、マスコミ、印刷会社、コンサルタント会社(デュテイル)、「土」業、等
    - \* 職業人が情報伝達者の場合も
  - ・ TOB 等 M & A 関連のインサイダー取引
    - \* プレミアムの存在、多種・多数の関与者
  - ・ 第一次情報受領者によるインサイダー取引
  - ・ 特殊な事案：クロスボーダー事案、ファイナンス絡みの事案

# ( 参考資料 6 ) インサイダー取引に係る最近の告発事例

告発日	重要事実	違反行為者	情報伝達者	備考
20.3.14	公開買付 ( 、 )	開示書類印刷会社職員【公開買付等関係者】 開示書類印刷会社職員【公開買付等関係者】、元職員【共同正犯】	開示書類印刷会社職員【公開買付等関係者】	
20.5.30	株式交換、公開買付	証券会社職員(M&A 部門)【会社関係者、公開買付等関係者】、左の知人【共同正犯、第一次情報受領者】		
20.10.7	子会社の異動を伴う株式譲渡、子会社における詐欺行為の発覚(バスケット)	発行会社副会長(子会社社長)【会社関係者】		
20.12.5	子会社の異動を伴う株式譲渡、子会社における詐欺行為の発覚(バスケット)	発行会社子会社の取引先社長【第一次情報受領者】	発行会社役員【会社関係者】	
21.2.10	業績予想の下方修正 ( 、 )	R コンサルタント( 発行会社の IR コンサルタント、 発行会社の IR 担当役員 )【会社関係者】	発行会社役員【会社関係者】	
21.3.27	PEF との業務提携解消	発行会社と同業会社の社長【第一次情報受領者】	PEF 役員【会社関係者】	
21.3.31	監視委による粉飾嫌疑での強制調査(バスケット)	発行会社元役員【第一次情報受領者】	発行会社職員【会社関係者】	
21.4.22	業績予想の下方修正	発行会社常務執行役員【会社関係者】		
21.4.27	業績予想の下方修正、特別損失の計上	発行会社元会長【会社関係者】		クロスボーダー事案
21.7.31	公開買付	発行会社職員【公開買付等関係者】、左記の元夫【共同正犯】	発行会社役員【公開買付等関係者】	
21.10.20	子会社化	発行会社子会社前社長【第一次情報受領者】	発行会社子会社役員【会社関係者】	
21.12.15	業績予想の下方修正	発行会社子会社元役員【第一次情報受領者】、左記の知人 2 名【共同正犯】	発行会社職員【会社関係者】	
21.12.15	公開買付	発行会社職員の知人【第一次情報受領者】	発行会社職員【会社関係者】	
22.3.16	株式の募集、新株式発行増資の失権(バスケット)	発行会社の実質的経営者【会社関係者】		ファイナンス絡みの事案
22.5.11	株式の募集、公開買付、業績予想の下方修正	銀行員(審査部)【会社関係者、第一次情報受領者】	銀行員【会社関係者】	

# (参考資料7) インサイダー取引に係る最近の課徴金納付命令勧告事例

【20事務年度】

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
1	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年7月24日	サンエー・インター ナショナル (東証1部)	サンエー・インター ナショナル社役員	重要事実(株式発行)を、その職務に関 して知り、自己の計算において、当該事 実の公表前に売付け。	1246万円	平成20年8月22日
2	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年10月17日	ヴァリック (ジャスダック)  ラヴィス (ジャスダック)	ヴァリック社役員  発行体の 契約締結先役員	重要事実(株式交換)を、その職務に関 して知り、自己の計算において、当該事 実の公表前に買付け。  重要事実(株式交換)を、ラヴィス社と の間の契約の履行に関して知り、自己 の計算において、当該事実の公表前に 買付け。	34万円	平成20年11月7日
3	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年10月17日	ヴァリック (ジャスダック)	ヴァリック社元社員 (予算・財務管理等従事)	重要事実(株式交換)を、その職務に関 して知り、自己の計算において、当該事 実の公表前に買付け。	5万円	平成20年11月7日
4	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年10月24日	クオール (大証ヘラクレス)	発行体の契約締結先で あるメディセオ・パルタッ クホールディングス社 元社員	重要事実(合併)を、クオール社との間 の契約の履行に関して知った他の社員 を通じて、その職務に関して知り、自己 の計算において、当該事実の公表前に 買付け。	118万円	平成20年11月18日
5	内部者取引 (金融商品取引法第175 条第1項)	平成20年11月4日	いい生活 (東証マザーズ)	いい生活社社員 (企画営業等従事)	重要事実(売上高予想値の下方修正) を、その職務に関して知り、自己の計算 において、当該事実の公表前に売付 け。	2079万円	平成20年11月18日
6	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>*1</sup> 第175条第2項)	平成20年12月12日	レックス・ホールディ ングス (ジャスダック)	ゴールドマン・サックス 証券社員 (第一次情報受領者)	(株)AP8が(株)レックス・ホールディングス の株券を公開買付けすることについ て、AP8社と契約締結交渉をしていた 者から伝達を受け、自己の計算におい て、当該事実の公表前に買付け。	23万円	平成21年1月20日
7	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>*1</sup> 第175条第1項)	平成21年2月10日	アルテック (東証1部)	アルテック社子会社 社員 (商品販売等従事)	重要事実(連結経常利益予想値の上方 修正)を、その職務に関して知り、自己 の計算において、当該事実の公表前に 買付け。	55万円	平成21年3月10日
8	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>*1</sup> 第175条第2項)	平成21年3月12日	東北パイオニア (東証2部)	公開買付者である パイオニア社監査役	パイオニア(株)が東北パイオニア(株)の株 券を公開買付けすることについて、その 職務に関して知り、自己の計算におい て、当該事実の公表前に買付け。	144万円	平成21年3月31日

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
9	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)  内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)	平成21年3月26日	キャビン (東証1部)	キャビン社役員からの 第一次情報受領者  公開買付者の契約締結 先であるキャビン社の 役員からの第一次情報 受領者	重要事実(業務提携の解消)を、(株)キャビン役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。  (株)ファーストリテイリングが(株)キャビンの株券を公開買付けすることについて、(株)ファーストリテイリングとの契約の履行に関して知った(株)キャビンの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	1860万円	平成21年4月21日
10	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年4月17日	ジー・エフ (東証マザーズ)	ジー・エフ社役員	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	170万円	平成21年5月14日
11	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年4月22日	栗本鐵工所 (東証1部・大証1 部)	発行体の 契約締結先社員	重要事実(強度試験の検査数値等の改ざん)を、栗本鐵工所社との間の契約の履行に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	121万円	平成21年5月21日
12	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)	平成21年5月22日	アルゴ21ほか4社	公開買付者の契約締結 先社員からの第一次情 報受領者 (公認会計士)	キヤノンマーケティングジャパン(株)ほか4社が公開買付けすることについて、同5社との契約の履行若しくは締結の交渉又はその職務に関して知った証券会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	258万円	平成21年6月23日
13	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)	平成21年6月5日	カブドットコム証券 (東証1部)	公開買付者の契約締結 先であるカブドットコム 証券社員	(株)三菱東京UFJ銀行がカブドットコム証券(株)の株券を公開買付けすることについて、三菱東京UFJ銀行との間の契約の履行に関して知った役員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	44万円	平成21年6月26日
14	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)	平成21年6月5日	カブドットコム証券 (東証1部)	公開買付者の契約締結 先であるカブドットコム 証券社員からの第一次 情報受領者	(株)三菱東京UFJ銀行がカブドットコム証券(株)の株券を公開買付けすることについて、三菱東京UFJ銀行との間の契約締結先であるカブドットコム証券の社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	38万円	平成21年6月26日

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
15	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年6月19日	カルピス (東証1部・大証1 部)	発行体の契約締結交渉 先である味の素社社員	重要事実(株式交換)を、カルピス(株)と の間の契約の締結の交渉に関して知っ た他の社員を通じて、その職務に関し て知り、自己の計算において、当該事 実の公表前に買付け。	39万円	平成22年3月16日
16	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年6月19日	カルピス (東証1部・大証1 部)	カルピス社社員からの 第一次情報受領者	重要事実(株式交換)を、その職務に関 して知った、カルピス(株)社員から伝達を 受け、自己の計算において、当該事 実の公表前に買付け。	39万円	平成21年7月7日
17	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第2項)	平成21年6月25日	アドウェイズ (東証マザーズ)	公開買付けに準ずる行 為の実施者である 伊藤忠商事社社員	伊藤忠商事(株)が(株)アドウェイズの株券 を買い集めること(公開買付けに準ずる 行為の実施)について、その職務に関し て知り、自己の計算において、当該事 実の公表前に買付け。	141万円	平成21年7月24日
18	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年6月25日	ジー・エフ (東証マザーズ)	ジー・エフ社役員からの 第一次情報受領者	重要事実(株式発行)を、その職務に関 して知った、(株)ジー・エフ役員から伝達 を受け、自己の計算において、当該事 実の公表前に買付け。	40万円	平成21年7月24日

※1 平成20年法律第65号(平成20年12月12日施行)による改正前のもの

【21事務年度】

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
1	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)	平成21年7月8日	ゼネラル (大証2部)	公開買付者の契約締結 先社員からの第一次情 報受領者	㈱ゼネラルホールディングスがゼネラル ㈱の株券を公開買付けすることにつ いて、ゼネラルホールディングス社との 契約の履行に関して知った銀行員より 伝達を受け、自己の計算において、当 該事実の公表前に買付け。	71万円	平成21年8月20日
2	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第2項)	平成21年8月4日	日産ディーゼル 工業 (東証1部)	日産ディーゼル 工業社役員	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業㈱の 株券を公開買付けすることについて、エ ヌエー社との契約の履行に関して知り、 自己の計算において、当該事実の公表 前に買付け。	20万円	平成21年8月27日
3	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年9月15日	原弘産 (大証2部)	原弘産社役員	重要事実(新株予約権付社債発行)を、 その職務に関して知り、自己の計算に おいて、当該事実の公表前に売付け及 び買付け。	284万円	平成21年10月7日
4	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年10月23日	リンク・セオリー・ ホールディングス (東証マザーズ)	PwCアドバイザー社 社員 (公開買付者の 契約締結先社員)	㈱ファーストリテイリングが㈱リンク・セ オリー・ホールディングスの株券を公開 買付けすることについて、ファーストリ テイリングとの契約の履行に関して知り、 自己の計算において、当該事実の公表 前に買付け。	129万円	平成21年11月20日
5	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成21年10月23日	ウィーヴ (ジャスダック)	公開買付者の従事者か らの第一次情報受領者 (税理士)	MCPシナジー1号投資事業有限責任 組合(MCPシナジー)が㈱ウィーヴの 株券を公開買付けすることについて、M CPシナジーの業務に従事していた者よ り伝達を受け、自己の計算において、 当該事実の公表前に買付け。	82万円	平成21年11月17日
6	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、 その職務に関して知り、自己の計算に おいて、当該事実の公表前に売付け。	61万円	平成21年11月30日
7	内部者取引 (金融商品取引法※1 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、 その職務に関して知り、自己の計算に おいて、当該事実の公表前に売付け。	12万円	平成21年11月30日

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
8	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	7万円	平成21年11月30日
9	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社 社員からの 第一次情報受領者	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知った、オリエンタル白石(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	41万円	平成21年11月30日
10	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	オリエンタル白石社 社員からの 第一次情報受領者	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知った、オリエンタル白石(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	29万円	平成21年11月30日
11	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	発行体の契約締結先 社員からの 第一次情報受領者	オリエンタル白石との契約の履行に関して知った他の会社社員を通じ、職務上知った当該他の会社の従業者から、課徴金納付命令対象者の勤務先の社員が職務上伝達を受けた重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	149万円	平成21年11月30日
12	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年10月30日	オリエンタル白石 (東証1部)	発行体の契約締結先 役員からの 第一次情報受領者	重要事実(更生手続開始の申立て)を、オリエンタル白石との契約の履行に関して知った他の会社役員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	159万円	平成21年11月30日
13	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年11月20日	フタバ産業 (東証1部・名証1 部)	フタバ産業社員から の 第一次情報受領者	重要事実(過年度決算の過誤の発覚)を、その職務に関して知った、フタバ産業(株)社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	258万円	平成21年12月11日
14	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年12月8日	山崎建設 (ジャスダック)	山崎建設社員	重要事実(更生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	190万円	平成21年12月25日
15	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※3</sup> 第175条第2項)	平成21年12月15日	日本サーボ ほか2社	日立製作所社員からの 第一次情報受領者	日本電産(株)ほか1社が公開買付けすることについて、同社との契約の締結の交渉又はその職務に関して知った日立製作所社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	752万円	平成22年1月13日

勧告件数	違反行為及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
16	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年12月15日	アリサカ (ジャスダック)	アリサカ社社員	重要事実(複数年度に亘る不適切な会計処理の判明)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	31万円	平成22年1月21日
17	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年12月15日	アリサカ (ジャスダック)	アリサカ社社員	重要事実(複数年度に亘る不適切な会計処理の判明)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	8万円	平成22年1月21日
18	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年12月18日	ベルーナ (東証1部)	ベールナ社社員	重要事実(経常利益及び当期純利益予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	29万円	平成22年2月1日
19	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年12月18日	ベルーナ (東証1部)	ベルーナ社社員からの 第一次情報受領者	重要事実(特定商取法に基づく業務停止命令)を、その職務に関して知った、(株)ベルーナ社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	40万円	平成22年1月21日
20	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成21年12月18日	ベルーナ (東証1部)	発行体の契約締結先 社員からの 第一次情報受領者	重要事実(特定商取法に基づく業務停止命令)を、ベルーナとの契約の履行に関して知った他の会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売付け。	43万円	平成22年1月21日
21	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成22年2月19日	ヤマノホールディングス (ジャスダック)	ヤマノホールディングス 役員	重要事実(孫会社の異動を伴う株式の譲渡)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	90万円	平成22年3月15日
22	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成22年2月19日	ヤマノホールディングス (ジャスダック)	(株)ヤマノネットワーク (第一次情報受領者)	重要事実(孫会社の異動を伴う株式の譲渡)を、その職務に関して知った、ヤマノホールディングス役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	29万円	平成22年3月15日
23	内部者取引 (金融商品取引法 <sup>※1</sup> 第175条第1項)	平成22年2月19日	ヤマノホールディングス (ジャスダック)	(株)ヤマノビューティケミカル (第一次情報受領者)	重要事実(孫会社の異動を伴う株式の譲渡)を、その職務に関して知った、ヤマノホールディングス役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	78万円	平成22年3月15日
24	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年3月5日	日本エル・シー・エー (東証2部)	日本エル・シー・エー社 役員からの 第一次情報受領者	重要事実(株式及び新株予約権発行)を、その職務に関して知った、日本エル・シー・エー役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け及び売付け。	98万円	平成22年3月31日

勧告 件数	違反行為 及び適用条文	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額	課徴金納付命令日
25	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第1項)	平成22年3月26日	フェヴリナ (東証マザーズ)	フェヴリナ社監査役	重要事実(経常利益の上方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	15万円	平成22年4月16日
26	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	アーク社員からの 第一次情報受領者	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の締結の交渉に関して知ったアーク社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	1127万円	平成22年4月16日
27	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	アーク社員からの 第一次情報受領者 (税理士)	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の締結の交渉に関して知ったアーク社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	14万円	平成22年4月16日
28	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	南部化成社員からの 第一次情報受領者	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の履行に関して知った南部化成社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	101万円	平成22年4月16日
29	内部者取引 (金融商品取引法 第175条第2項)	平成22年3月30日	南部化成 (ジャスダック)	南部化成社員からの 第一次情報受領者	㈱NMCファンド14が南部化成㈱の株式を公開買付けすることについて、NMCファンド14との契約の履行に関して知った南部化成社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	85万円	平成22年4月16日

※1 平成20年法律第65号(平成20年12月12日施行)による改正前のもの

※2 平成18年法律第65号附則第1条第1号(平成18年7月4日施行)による改正前のもの

※3 平成20年法律第65号(平成20年12月12日施行)による改正前のもの及び同号による改正後のもの

## ( 参考資料 8 )

### インサイダー取引防止に向けた取組み

- ▶ 監視委員会、自主規制機関(取引所)、証券会社(ゲートキーパー)、捜査当局(FIU)等の連携による対応：重要事実公表前のタイミングの良い取引に対する水も漏らさぬ監視 犯則・課徴金ダブルトラックの調査&出口処理(告発+勧告)  
「…元社員 A は、SESC による事情聴取を通じて、SESC の調査力に舌を巻いたと述べている。その上で、元社員 A は SESC の調査能力がそこまで高いと知っていたなら、本件インサイダー取引を行うことはなかったと述べており、借名取引であっても SESC の調査力からすればインサイダー取引は必ず発覚することを周知・徹底することが肝要である。」(社員によるインサイダー取引が摘発された某社「特別調査委員会」による調査報告書 (H21 年 7 月公表))  
⇒「**インサイダー取引は必ずばれる**」、「**借名を使っても無駄**」、「**ネットは監視されている**」
- ▶ 上場会社における対応：情報管理に係るルールの整備、実効性の高い運用、実効性の検証  
⇒「**組織マネジメントの問題**」、「**社員を守る義務**」、「**社内から違反行為者を出さないだけでなく、社外に情報を漏洩しないように**」
- ▶ 未公表の重要事実を業として取扱う業界における対応：取引先等の機密情報の厳格な管理態勢の整備  
⇒「**業界全体の信用問題**」
- ▶ M & A 関連事案への対応：リスクの所在の把握とベストプラクティスの確立
- ▶ 第一次情報受領者の問題への対応
  - ・ 会社関係者・第一次情報受領者の範囲の正確な理解 「契約締結者」も「会社関係者」となるので意外に広い
  - ・ 第二次情報受領者と思っても第一次情報受領者の共同正犯として摘発される可能性⇒「**うまい話で儲けようとしな**」、「**友人や家族を犯罪に引きずり込まない**」
- ▶ 特殊な事案への対応：発行市場・流通市場全体の監視
- ▶ 違反行為者には厳しい制裁：刑罰、課徴金、懲戒解雇等の処分、家庭への影響、世間の批判、等  
⇒「**インサイダー取引は割に合わない**」